

第2次長野市障害者基本計画

令和3年度～令和8年度

第6期長野市障害福祉計画

第2期長野市障害児福祉計画

令和3年度～令和5年度

(案)

【概要版】

長野市 保健福祉部 障害福祉課

1 計画の概要

(1) 趣旨

長野市障害者基本計画「笑顔と元気がいっぱい！幸せながのプラン」(平成23年度～令和2年度)及び第5期長野市障害福祉計画・第1期長野市障害児福祉計画(平成30年度～令和2年度)が同時に計画期間の終了を迎えることから、長野県の計画に準じ、**3つの計画を一体化して策定**するもの

●長野市障害者基本計画(義務)

- ・目的 障害者のための施策に関する基本的な計画
- ・根拠法令 障害者基本法第11条第3項

●第5期長野市障害福祉計画(義務)

- ・目的 国の基本指針に即して、障害福祉サービスの量の見込み及びその確保方策、その他「障害者総合支援法」に基づく業務の円滑な実施に関する計画
- ・根拠法令 障害者総合支援法第88条第1項

●第1期長野市障害児福祉計画(義務)

- ・目的 国の基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援のサービスの量の見込み及びその確保方策、その他「児童福祉法」に基づく業務の円滑な実施に関する計画
- ・根拠法令 児童福祉法第33条の20

(2) 計画の期間

年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
長野市	障害者基本計画	第1次										第2次					
	障害福祉計画	第3期		第4期		第5期		第6期		(第7期)		第6期		(第7期)			
	障害児福祉計画					第1期		第2期		(第3期)							
長野県	障害者計画	プラン2012					プラン2018										
	障害福祉計画	第3期		第4期		第5期		(第6期)		(第7期)							
	障害児福祉計画					第1期		(第2期)		(第3期)							
国	障害者基本計画	第3次					第4次										

(3) アンケート調査等 (本編17ページ)

- ① 調査対象：障害者・障害児(保護者)・市民・障害当事者団体・障害福祉サービス事業者
 ② 調査期間：障害児者・市民 令和元年8月13日～9月2日
 障害当事者団体 令和元年10月10日～令和元年11月6日
 障害福祉サービス事業者 令和元年12月19日～令和2年1月15日
 ③ 調査方法：郵便配布・回収

【回収結果】

区 分	発送数 (票)	有効 回収数 (票)	回収率 (%)
障 害 者	3,000	1,757	58.6
障 害 児 の 保 護 者	500	257	51.4
市 民	1,000	551	55.1
障 害 当 事 者 団 体	15	12	80.0
障害福祉サービス事業者	73	45	61.6
合 計	4,588	2,622	57.1

【ヒアリング実施団体】

団 体 名
(社福)長野市身体障害者福祉協会
長野市肢体不自由児者父母の会
長野市視覚障害者福祉協会
長野市聴覚障害者協会
長野社会復帰促進会
長野市手をつなぐ育成会
ダウン症ひまわりの会

2 第1編 第2次長野市障害者基本計画

(1) 障害者施策に関する制度の改正

障害者権利条約批准(H26.1)	発達障害者支援法改正(H28.5)
障害者基本法改正(H23.7)	障害者雇用促進法改正(H25.6)
障害者総合支援改正(H28.5)	障害者差別解消法制定(H25.6)
障害者虐待防止法制定(H24.10)	(国)第4次障害者基本計画策定(H30.3)
障害者差別解消法(H25.6)	長野県障がい者プラン2018策定(H30.3)

(2) 計画の基本的な考え方 (本編19ページ)

基本理念

障害のある人もない人も、すべての人が個性や能力を活かして自由に活動し、お互いの人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会の実現を目指す。

●基本的視点1 一人ひとりの尊重

障害のある人やご家族の状況及び要望等を的確に把握し、必要な支援が適切に提供できる施策展開を図ります。

●基本的視点2 包括的な支援の推進

保健・福祉をはじめ、教育や労働、法律、医療、生活環境等の関連する各分野の関係者が緊密に協力・連携しながら、総合的な施策を展開し、切れ目のない包括的な支援を推進します。

●基本的視点3 地域で支え合う福祉の推進

障害当事者や事業者、行政のみならず、地域で活動するNPO、ボランティアや様々な関係機関・団体との協働による施策を推進します。

(3) 基本目標と成果指標 (本編20～23ページ)

●**目標値設定の基本的な考え方**: 令和元年度の現状値が現行計画の目標値を上回るものについては、毎年度1ポイント増を見込み、下回るものについては、現行計画の目標値を令和8年度の目標値として再設定しました。

基本目標1 障害に対する理解を深め、人権を守る

市民の障害に対する理解を深めるとともに、障害を理由とする差別や虐待、社会的障壁をなくし、誰もが持つ権利を守り、人権が尊重される地域社会をつくれます。

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
障害者差別解消法の市民の認知度	22%	30%以上
障害者虐待防止法の市民の認知度	18%	30%以上
内 容	市民アンケートで、「障害者虐待防止法、障害者差別解消法を知っていますか」の問いに対して、「内容を知っている」と回答した人の割合	

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
市民と障害のある人との関わり	17%	26%以上
内 容	市民アンケートで、「直近の1年間に障害のある人と一緒に活動したことがある」と回答した人の割合	

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
障害に対する市民の理解や社会的支援の進捗度	35%	44%以上
内 容	障害者アンケートで、「障害に対して、市民の理解や地域・行政の社会的な支援が進んでいると思いますか」の問いに対して、「進んできている」、「多少進んできている」と回答した人の割合	

基本目標2 自立した生活・意思決定を支援する

身近な地域で、障害のある人が必要なサービスを受けることのできる相談体制の充実を図り、自らの意思決定に基づき、地域において自立した生活が送れるよう支援します。

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
障害者に対する相談体制の充実度	15%	37%以上
内 容	障害者アンケートで、「困ったときの相談体制」に対して、「満足している」と回答した人の割合	

基本目標3 個性を伸ばし、生きる力を育む

障害の有無にかかわらず、可能な限り共に教育・保育を受けることのできる仕組みを構築するとともに、一人ひとりの特性に応じた教育・保育を受けることができる環境を整備します。

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
障害児の教育・保育に対する満足度	15%	22%以上
内 容	障害児（保護者）アンケートで「障害のある子どもの教育・保育」に対して、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した人の割合	

基本目標4 雇用・就労、経済的な自立を支援する

障害のある人が意欲や適性に応じて、能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、所得の向上や経済的負担の軽減を図ることにより、経済的な自立を支援します。

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)	
障害者の就労者数の増加度	身体障害者	36%	47%以上
	知的障害者	20%	23%以上
	精神障害者	24%	31%以上
内 容	障害者アンケートで、「現在働いていますか」の問いに対し、「会社などで正社員・正職員として働いている」、「会社などでアルバイト・パートの社員・職員として働いている」と回答した60歳未満の人の割合		

基本目標5 社会参加を促進する

文化芸術、スポーツ活動等への参加を通じて、障害のある人の生活を豊かにし、体力の強化や交流、余暇の充実等を図るとともに、社会参加を促進するための外出・移動手段を確保します。

指 標		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
スポーツへの参加頻度	障害者	16%	23%以上
	障害児	31%	38%以上
趣味等の文化・芸術活動への参加頻度	障害者	24%	31%以上
	障害児	28%	35%以上
内 容	障害者、障害児（保護者）のアンケートで、「最近どのような社会参加をしていますか」の問いに対し、「スポーツ」、「趣味などの文化・芸術活動」を「よくしている」、「たまにしている」と回答した人の割合		

基本目標6 母子保健・健康づくりを支援する

各種健診・教室等を通じて、疾病の早期発見、早期対応を図るとともに、障害の原因となる生活習慣病の予防や心の健康づくりの取組を推進します。

指 標		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
障害児の保健・医療サービスに対する満足度		11%	18%以上
内 容	障害児（保護者）アンケートで、「保健・医療」に対して、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した人の割合		

基本目標7 安全・安心に暮らせる環境・体制をつくる

障害のある人を地域ぐるみで支え、見守る体制づくりや安全・安心して生活できる環境の整備を推進します。

指 標		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
障害のある人のまちづくりに対する満足度	障害者	37%	50%以上
	障害児	33%	50%以上
内 容	障害者、障害児（保護者）アンケートで、「外出時に困っていることや、外出できない、外出したくない理由は何ですか」の問いに対し、「特に困っていることはない」と回答した人の割合		

(4) 計画の施策体系 (本編24～25ページ)

●基本目標1

障害に対する理解を深め、人権を守る

- 1-1 障害に対する理解の促進
- 1-2 障害者の権利擁護の推進

●基本目標2

自立した生活・意思決定を支援する

- 2-1 相談支援体制の充実
- 2-2 情報提供・意思疎通支援の充実
- 2-3 暮らしの場・障害福祉サービス等の充実
- 2-4 障害のある子どもに対する支援の充実

●基本目標3

個性を伸ばし、生きる力を育む

- 3-1 インクルーシブ教育システムの推進
- 3-2 早期療育・発達支援の充実

●基本目標4

雇用・就労、経済的自立を支援する

- 4-1 障害者雇用の促進と就労支援の充実
- 4-2 福祉的就労の充実
- 4-3 所得保障・経済的負担の軽減

●基本目標5

社会参加を促進する

- 5-1 文化・スポーツ活動等の活動支援の充実
- 5-2 外出支援・移動手段の確保・充実

●基本目標6

母子保健・健康づくりを支援する

- 6-1 母子保健事業の充実
- 6-2 健康づくりの充実

●基本目標7

安全・安心に暮らせる環境・体制をつくる

- 7-1 防災・防犯対策の強化
- 7-2 新興感染症への対策
- 7-3 バリアフリーの推進
- 7-4 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進



重点項目

- ① 地域共生社会の実現を目指して、障害に対する理解を深め、障害者の権利を擁護する取組の推進
- ② 障害者自らの意思決定に基づき、安心して生活を送るための暮らしの場・障害福祉サービス基盤の整備
- ③ 障害のある人の就労支援、スポーツ、文化芸術活動等の社会参加の促進
- ④ 発達障害等の特性を有する児童生徒に対する支援や多様な教育・保育ニーズに応じた取組の充実

3 第2編 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

(1) 成果目標 (本編96～106ページ)

国の指針に示されている成果目標及び方針等に基づき、本市の令和5年度目標値、障害福祉サービス及びサービス提供基盤の「量の見込み」並びに地域生活支援事業の必須事業及び任意事業の目標事業量を設定(以下は主な成果目標)

成果目標1 施設入所者の地域への移行

地域生活への移行を進める観点から、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する取組を推進します。

項目	令和元年度実績	令和5年度目標
令和元年度末時点の施設入所者数	276人 [ア]	—
① 令和5年度末までに地域生活に移行する人の数	—	17人 [ア] の6%以上
② 令和5年度末時点における施設入所者の削減数	—	5人 [ア] の1.6%以上

成果目標2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進し、保健・医療・福祉・介護関係者などの連携強化を図ります。

項目	単位	令和元年度実績	令和5年度目標
① 保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	—	1回以上
② 保健・医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数	人	—	それぞれの分野で 1人以上
③ 保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	—	1回以上

成果目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

基幹相談支援センターを設置し、障害者等の相談や体験の機会・場等、事業所等の地域の社会資源をコーディネートすることにより、機能の充実を図ります。

項目	令和元年度実績	令和5年度目標
① 基幹相談支援センターの設置箇所数	0箇所	1箇所

【地域生活支援拠点とは】

障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や体制のことで、「相談」、「緊急時の受入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門の人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の5つを柱としている。

成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等

障害福祉サービス事業所及びその他関係機関等との連携により、就労移行支援事業の利用促進を図るとともに、支援の担い手の育成や事業の周知に努め、一般就労につながるよう、障害のある人の特性に応じたきめ細かい支援を行います。

項目	令和元年度実績	令和5年度目標
① 福祉施設から一般就労への移行者数	65人[ア]	83人 [ア] の1.28倍
② 就労移行支援事業における一般就労への移行者数	42人[イ]	55人 [イ] の1.31倍
③ 就労継続支援事業における一般就労への移行者数	A型	3人[ウ]
	B型	15人[エ]
④ 生活介護・自立訓練（機能訓練/生活訓練）から一般就労への移行者数	5人[オ]	5人[オ]の1.0倍

項目	令和元年度実績	令和5年度目標
⑤ 就労定着支援事業利用者数 （就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人の7割以上）	31人	58人 (70%)
⑥ 就労定着率8割以上の事業所数（全事業所の7割以上）	6/9事業所	10/14事業所（71%）

成果目標5 障害児支援の提供体制の整備

児童発達支援センターを中核とした地域支援体制を整備するとともに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保を進めます。また、医療的ケア児に対しては、コーディネーターと連携を図りながら、支援の充実を図ります。

項目	令和元年度実績	令和5年度目標
児童発達支援センターの設置	2箇所	2箇所以上
保育所等訪問支援を実施する主体数	4箇所	5箇所以上
項目	令和元年度実績	令和5年度目標
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	4箇所	5箇所
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	4箇所	5箇所
項目	令和元年度実績	令和5年度目標
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	0人	3人

成果目標6 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制を強化する体制を確保します。

項目	令和元年度実績	令和5年度目標
総合的・専門的な相談支援の実施回数	18,167回	21,800回
地域の相談支援事業所に対する相談支援体制の強化	専門的な指導・助言回数	5,000回
	人材育成の支援件数	33件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	20回

成果目標7 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係自治体等との共有を行います。

項目	令和元年度実績	令和5年度目標
県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修その他の研修への市職員の参加人数	12人	15人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有する体制の有無	有
	審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有した実施回数	1回

(2) 障害福祉サービス等の体系 (本編108ページ)

障害福祉サービス(障害者総合支援法)

① 訪問系サービス

- ・ 居宅介護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 重度障害者等包括支援

② 日中活動系サービス

- ・ 生活介護
- ・ 自立訓練
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援
- ・ 就労定着支援
- ・ 短期入所(ショートステイ)
- ・ 療養介護
- ・ 自立生活援助

③ 居住系サービス

- ・ 共同生活援助
(グループホーム)
- ・ 施設入所支援

- #### ④ 相談支援・ 地域生活支援拠点

⑤ 障害児通所支援(児童福祉法) ・ 相談支援

- ・ 児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 障害児相談支援

⑥ 地域生活支援事業

必須事業

- ・ 理解促進研修・啓発
- ・ 自発的活動支援
- ・ 相談支援
- ・ 成年後見制度利用支援、成年後見制度法人後見支援
- ・ 意思疎通支援等
- ・ 日常生活用具給付等
- ・ 手話奉仕員養成研修
- ・ 地域活動支援センター機能強化

任意事業

- ・ 訪問入浴サービス
- ・ 在宅障害者タイムケア
- ・ 障害児自立サポート

(3) 見込み量推計と確保方策の考え方

① 各サービスの見込み量については、次の事項を勘案して設定しています。

- 前計画期間における利用実績や推移
- 障害当事者や関係団体、事業所調査等から得た利用者ニーズの動向
- 施設入所者の地域生活への移行者数
- 特別支援学校卒業生数
- 入院中の精神障害者のうち、地域生活への移行後に利用が見込まれる人の数 等

② 主な各サービスの見込み量の確保方策については、以下のとおりです。

- 障害福祉サービスについては、障害者が必要とするサービスを選択し、利用することができるよう、必要な実施体制の整備を図ります。**特に、居住系サービスの共同生活援助(グループホーム)については、今後、需要の増加が見込まれることから、事業者の協力を得ながら、障害の特性に応じたサービスの量的な拡大を図ります。**
- 障害児通所支援については、教育・保育等の関係機関と連携を図り、身近な場所で、障害児及びその家族に対して、サービスを提供するために必要な実施体制の整備を図ります。**特に、放課後等デイサービスについては、今後、需要の増加が見込まれることから、事業者の協力を得ながら、障害の特性に応じたサービスの量的な拡大を図ります。**
- 地域生活支援事業については、障害者が自立した日常生活又は社会生活を送ることができるよう、現在の体制を維持し、サービスの提供体制を確保します。

4 計画策定の経緯

月 日	内 容
令和2年2月3日	長野市社会福祉審議会に諮問
令和2年2月～10月	同審議会障害者福祉専門分科会において4回の審議
令和2年11月24日 ～12月23日	パブリックコメントの実施
令和3年1月22日	障害者福祉専門分科会において計画案承認
令和3年2月1日	長野市社会福祉審議会から計画の答申
令和3年4月1日	「第2次障害者基本計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」スタート